

小松市学校体育施設開放事業 利用の手引き

1 はじめに

学校体育施設開放事業は、子どもの健全な育成を推進するとともに、地域住民の健全なグループ活動の育成に資するため、学校教育に支障がない範囲で、地域の子どもの育成に関する活動、生涯学習活動、スポーツ活動等を行う場として、市民の皆様へ開放する事業です。

2 対象

(1) 利用できる団体（次の要件を全て満たすこと）

- ・ 5人以上の団体
- ・ 小松市内に在住、在勤又は在学する者が2分の1以上所属する団体
- ・ 成人の責任者がいる団体
- ・ 小松市に活動の拠点がある団体
- ・ スポーツ安全保険等の保険に加入している

(2) 利用できない団体

- ・ 政治的または宗教的な活動を目的とする団体
- ・ 学校開放事業の趣旨に反する、営利を目的とする行為があると認められる団体

3 開放施設及び開放時間

施設の開放時間は下表のとおりです。

休日（土日祝）の中学校部活動（運動）が地域展開されたことに伴い、休日の8～17時は地域移行クラブ（以下「地域クラブ」という。）の優先活動時間とします。一般団体による利用も可能ですが、地域クラブが利用を希望した場合、利用日時の変更をお願いすることがあります。

開放施設	開放時間		
	施設	平日	学校の休日
小学校	屋内 (体育館)	16時30分～21時	校長が認める時間
	屋外 (グラウンド)	5時～7時30分 16時30分～21時	校長が認める時間
中学校 義務教育学校	屋内 (体育館・武道場)	19時～21時	校長が認める時間
	屋外 (グラウンド・テニスコート)	5時～7時30分 放課後から日没まで	校長が認める時間

・ やむを得ない事情がある場合、屋内体育施設のみ22時まで利用延長できます。

・ お盆（*）及び年末年始（12月29日～1月3日）の利用はできません。

*利用できない期間は毎年異なります。市ホームページで確認してください。

4 部活動の地域展開に伴う優先利用

部活動の地域展開に伴い、地域クラブによる学校体育施設の利用を優先とします。地域クラブの施設予約を3か月前から、一般の利用予約は1か月前から受け付けます。また、一般団体の利用申請を受け付けた後も、地域クラブの利用がある場合は、そちらを優先させていただきます。

申請期間と利用期間は以下のとおりです。

●地域クラブ

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
4月から 利用の場合	申請期間	■	■	■												
	利用期間				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7月から 利用の場合	申請期間				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	利用期間							■	■	■	■	■	■	■	■	■

・利用開始日の3か月前から随時申請可能、利用期間は最長1年間（年度末まで）。

●定期利用団体

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
4～6月 利用の場合	申請期間			■	■	■	■									
	利用期間				■	■	■									
7～9月 利用の場合	申請期間						■	■	■	■						
	利用期間							■	■	■						
10～12月 利用の場合	申請期間									■	■	■	■			
	利用期間										■	■	■			
1～3月 利用の場合	申請期間												■	■	■	■
	利用期間													■	■	■

・利用期間は4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の3か月単位とします。

・利用開始日の1か月前から申請可能。利用期間は最長3か月。

・スケジュールが全く変わらない場合、利用申請書の提出は不要。利用期間は自動延長します。

・利用日に変更がある場合は、利用申請書を再度提出してください。

5 学校体育施設の利用の優先順位

学校施設は、開放事業のみならず、選挙時の投票所や地域行事など様々な利用がなされています。このため、開放事業における優先順位は次のとおりとします。

- (1) 国や地方公共団体が実施する事業（例：選挙、避難所など）
- (2) 学校教育に関連するもの（例：学校行事、PTA活動など）
- (3) 定期利用に優先して学校または教育委員会が認めたもの（例：校下スポーツ大会など）
- (4) 地域クラブ

(5) 定期利用団体による利用（校下住民の利用が優先）

6 新規団体の受け入れについて

学校体育施設の利用ニーズは高まっていますので、新規団体から申請があったときは出来る限り受け入れを行ってください。どうしても枠がとれない場合、より多くの方がスポーツ等に親しむための環境を提供するため、同じ種目を行っている団体であれば、調整してください。

例 ・参加人数等を基準に、半面ずつの利用を検討

- ・1回の利用時間を概ね2時間程度とし、より多くの利用枠を確保
- ・複数回利用している団体の利用回数を調整し、新規団体枠を確保
- ・野球やサッカーなど、屋外と屋内の両方を利用申請し、荒天時や冬季にのみ屋内を利用する団体については、屋内利用を希望する団体と利用方法を調整

7 破損等の原状復旧について

開放施設、附属設備やその他器具等を故意または過失により破損・紛失した場合、利用団体の責任・費用負担で原状復旧をしていただきます。破損・紛失時には速やかに学校及び管理指導員へ連絡し指示を仰いでください。

8 鍵の管理

鍵の管理は鍵ボックスで行います。利用団体は、責任者が暗証番号を管理し、他団体には絶対に教えないでください。また、団体内で暗証番号を知る人は2人までとします。なお、暗証番号は3か月ごとに更新します。

スペアキーの作成・所持は厳禁です。スペアキーの使用が確認された場合、学校体育施設の利用停止もあり得ます。

9 管理日誌

施設利用後は、管理日誌に利用時間や人数を入力してください。

管理日誌の様式は、生涯学習課の学校開放ホームページからダウンロードできます。



10 電気代相当分の負担

屋内体育施設 … 100円/時 屋外体育施設 … 150円/時

※照明利用時間で算定します。

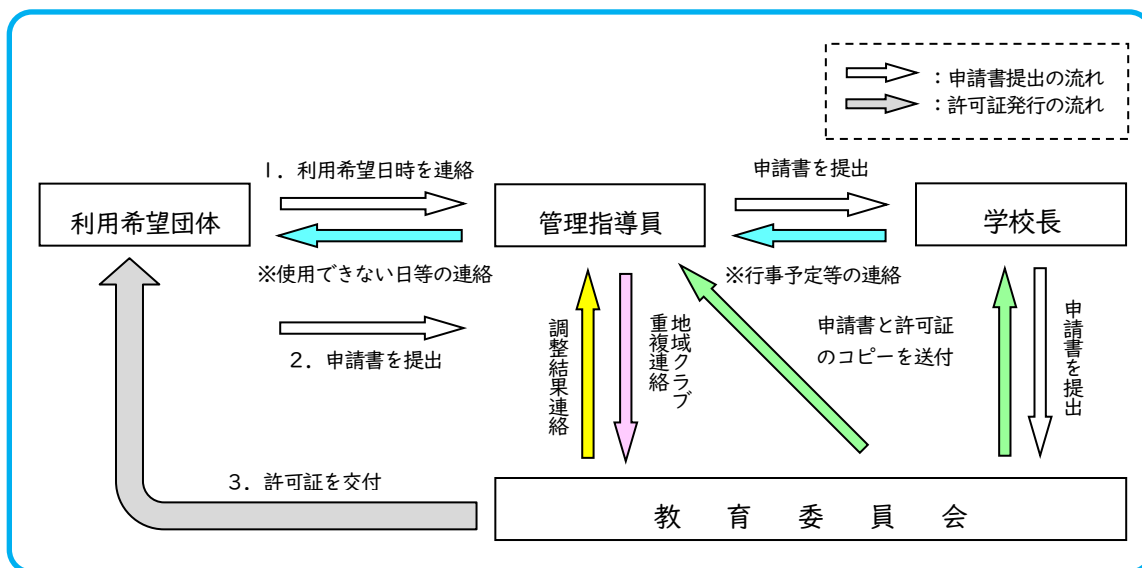
以下に該当する場合は、電気代相当分の負担はありません。

- (1) 市が主催する行事
- (2) 市内小中学校、義務教育学校、高等学校が教育活動のために利用
- (3) 市内保育園、幼稚園、認定こども園が保育または教育活動のために利用
- (4) 地域活動（町内会、こども会、老人会、校下スポーツ協会など）に利用
- (5) 地域クラブが利用
- (6) 指導者以外が主に小中学生の団体で、健全育成のために利用

- (7) 65歳以上のみの団体が健康増進のために利用
- (8) 障がい者スポーツ団体、福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で利用
- (9) その他、教育委員会が公益上必要と認めたとき

※ 活動内容によって電気代相当分を求める場合があります。不明な点があれば、問合せ先までご連絡ください。

11 利用手続きの流れ

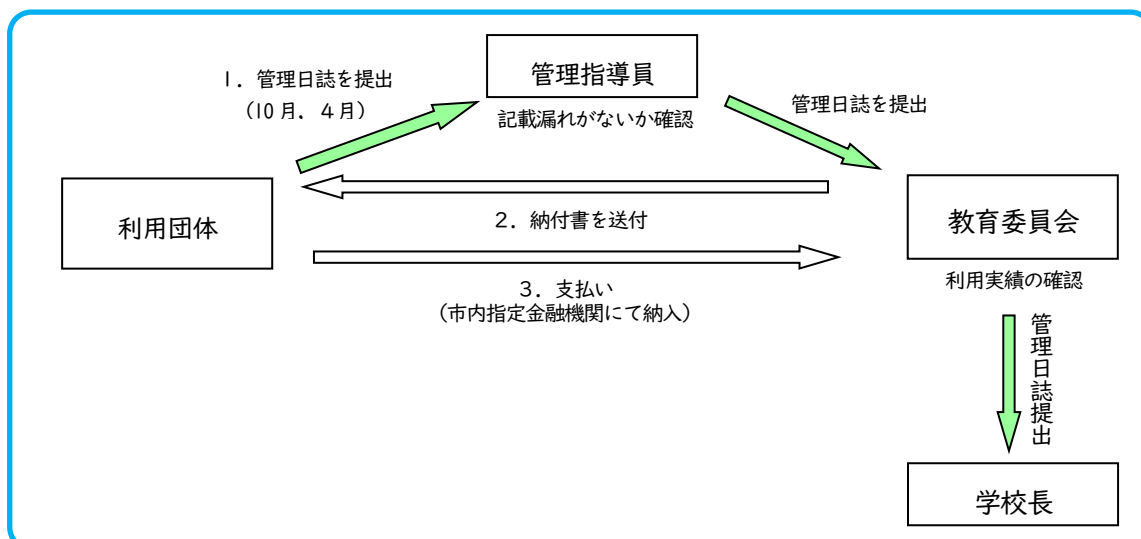


学校体育施設を利用する場合は、1回のみ利用でも学校開放の利用申請書を提出してください。
地域クラブ間の調整は、教育委員会へ連絡してください。

12 電気代相当分支払いの流れ

電気代相当分は、10月（4～9月利用分）と4月（10～3月利用分）の年2回請求します。

照明の利用時間は管理日誌に必ず入力してください。入力がない場合、照明利用時間＝利用時間として電気代相当分を算定します。



13 利用上の注意

- (1) 屋内体育施設を利用する際は、屋内専用シューズ・器具等を使用してください。
スパイク等の屋外シューズ、屋外で使用した器具（ソフトテニスボール等）も屋内では決して使用しないでください。
- (2) 体育館の壁に強くボールを当てないように注意して活動してください。
- (3) テープの跡が残ったり、表面の保護層が剥がれる可能性があるため、体育館の床面にテープを貼ることは原則禁止です。やむを得ず、テープを貼らなければならない場合は、教育委員会もしくは管理指導員に事前に相談してください。万が一、テープの跡が残った場合、教育委員会もしくは管理指導員に報告願います。
- (4) 屋外体育施設のフェンス等をボールが超えるような使い方はしないでください。
- (5) 学校敷地内での喫煙・飲酒は厳禁です。
- (6) 許可を受けた種目・目的以外での利用はしないでください。
- (7) 利用時間を守ってください（準備・片付けも利用時間を含みます。）。
- (8) **利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を必ず行ってください。**
- (9) ゴミは必ず持ち帰ってください。試合などで外部団体がゴミを持ち帰っていなかった場合でも、利用団体が責任をもってゴミを持ち帰ってください。
- (10) 学校体育施設開放事業は、地域住民や学校からのご理解とご協力をいただきながら行っている事業です。路上・違法駐車、騒音等で近隣住民や学校の迷惑にならないように注意して活動してください。

適切な施設利用にご協力いただけない場合は、一時的な利用停止、団体登録の抹消などの措置を取ることがあります。

■ 問合せ先

小松市教育委員会事務局生涯学習課

TEL：0761-24-8128

E-mail：gakkokaiho@city.komatsu.lg.jp